

特定非営利活動法人 アラブの子どものための母語教育協会定款

【第1章】 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人アラブの子どものための母語教育協会という。また、略称をANALA（アナーラ）とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県広島市中区河原町4番3号シャンボール河原町207号室に置く。

【第2章】 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、アラビア語を母語とする者を親として出生し、かつ非アラブ圏に在留している子どもが、アラブ文化とのつながりや、アラビア語による親とのコミュニケーション能力を維持することにより、精神的に安定した環境の中で育ち、居住する地域社会に積極的に参画できる市民として成長することを図る。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (2) 国際協力の活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) アラビア語母語話者によるオンラインでのアラビア語学習機会提供事業
- (2) 活動への社会的理解を獲得し、寄付を募るための広報・啓発事業

【第3章】 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人とし、会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

（入会）

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 除名されたとき。

（退会）

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、事業運営を著しく妨げる言動を故意に行ったとき。

【第4章】 役員及び職員

（種別及び定数）

第11条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 15 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 16 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 17 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

【第 5 章】 総会

(種別)

第 18 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 19 条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第 20 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 44 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 21 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 13 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 22 条 総会は、第 21 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 21 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 23 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第 24 条 総会は、会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 25 条 総会における議決事項は、第 22 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は会員が総会の目的である事項について提案した場合において、会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 26 条 各会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した会員は、第24条、第25条第2項、第27条第1項第2号及び第45条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わるできない。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1名以上が署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

【第6章】 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第30条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第33条 理事会における議決事項は、第31条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第34条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第33条第2項及び第35条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 名以上が署名しなければならない。

【第 7 章】 資産及び会計

（資産の構成）

第 36 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

（資産の管理）

第 37 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第 38 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業計画及び予算）

第 39 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第 40 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第 41 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 42 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 44 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

【第 8 章】 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 45 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 46 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、広島市に譲渡するものとする。

(合併)

第48条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

【第9章】 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、（法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告を含め、）この法人のホームページに掲載して行う。ただし、法第31条の10第4項及び法第31条の12第4項に規定する公告は、官報に掲載して行う。

【第10章】 雑則

(細則)

第50条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	田浪 亜央江
副理事長	ズィヤード・アル＝ファッラージュ
理事	西田 正恵
監事	市村 繁和

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2027 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 39 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、成立の日から 2026 年 3 月 31 日までとする。

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

今世紀に入り、とりわけ 2011 年の「アラブの春」やシリア内戦以降、アラブ諸国の政情不安を背景に、留学生などの立場で来日したアラブ人が、日本で職を得て長期間在留するケースが増えている。そのためアラブ人の親から生まれながら日本の学校に通い、日本語を主な使用言語として育つ子どもも目立つようになった。そうした子どもは日本の子ども同様に日本語と日本社会の習慣やルールを身につける一方で、日本語を十分に習得できない親とのあいだでの意思疎通が困難となる可能性が懸念されている。

日本では外国にルーツをもつ子どもに対する日本語教育の重要性に比べ、本来の母語能力や、出身地の文化やアイデンティティを維持することの重要性への認識は低い。したがって多くの家庭で母語や母文化の教育は自助努力に支えられるしかなく、親が必死に努力しても、労働環境・経済状況から大きな制約を受けているのが現実である。

本協会は、アラブの親たちが経済的負担を課されることなく、その子どもたちにアラビア語の基本的な読み書きやコミュニケーション能力を身につける機会を提供することを第一の目的としている。母語にアクセスする言語権は基本的人権のひとつであり、母語による親との意思疎通が保証されることにより、子どもたちは知的にも精神的にも安定を得て成長できる。そのことが、外国にルーツをもつ子どもたちが日本社会に堂々と参加・参画してゆく基盤を作るのであり、それは日本社会全体を活性化し、文化的に豊かにしてゆくことにつながる。

2 申請に至るまでの経過

設立代表者である田浪亜央江はアラビア語とアラブ文化を専門とする研究者であり、2017 年より広島市立大学に奉職している。そして同大学のアラビア語非常勤講師であるズィヤード・アル＝ファッラージュ氏より、日本の学校に通う子どもたちの母語維持について、相談を受けて来た。

同様の問題は同氏の家庭に限らず在日アラブ人共通の課題であるため、経済的な負担なくアラビア語学習機会を提供するグループを設立するというアイディアに行き着いた。そこでズィヤード氏含めた 2 名を先生として、2021 年 5 月、アラブの子どもたちがオンラインでアラビア語を学ぶ「アラブの子どものための母語教育協会」を任意団体として設立した。

当初、おもに広島県内に住む 10 家族の 19 人の子どもを対象にスタートしたが、年ごとに参加希望者は増え、現在は子ども 61 人、先生は 5 名となっている。先生は子どもの保護者が中心だが、

責任をもって授業を担当する対価として、一時間当たり 1,500 円を支払っている（一クラス週 3 回、1 時間ずつ）。当然ながらこれを賄う資金が必要であり、2021 年と 2023 年にクラウドファンディングを行って調達した。しかし寄付金をその都度集めるのにも限度があり、本業をもつ設立代表者一人のマンパワーでは持続が困難であると判断した。

設立代表者は先生たちや子どもの親たちとも何度か話し合いの場をもった。親たちからも活動を維持するため寄付金を募ったが、活動の長期的維持にはそれだけでは不十分であることも確認した。結果として、本事業に関心をもつメンバーを集め、業務の一部をボランティアで支えてもらう一方、企業や公的基金からの助成金獲得を目指すことにした。多くの助成金が NPO など法人を対象としており、任意団体のままでは申請自体が困難であるため NPO 化は不可避の選択であると判断した。

以上が特定非営利活動アラブの子どものための母語教育協会の設立に至った経緯である。

令和 7 年 2 月 20 日

特定非営利活動法人アラブの子どものための母語教育協会

設 立 代 表 者 田浪亜央江

役 員 名 簿

令和 7 年 3 月 20 日現在

特定非営利活動法人 アラブの子どものための母語教育協会

区分	役職名	(フリガナ) 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の 有無
理事	理事長	タナミ アオエ 田浪 亜央江		無
理事	副理事長	ズィヤード・アル＝ ファッラージュ		無
理事		ニシダ マサヒ 西田 正恵		無
幹事		イチムラ シゲカズ 市村 繁和		無

(注意事項)

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は全ての役員について記載してください。(役員は、理事3名以上、監事1名以上が必要です。)
- 2 「役員の区分」の欄には理事、監事の別を記載してください。また、理事の役職名を定めている場合は、それぞれの理事について職名を記載します。
- 3 「住所又は居所」の欄には、広島市特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面(住民票の写し等)によって証明された住所又は居所を記載してください。(書面の記載のとおりに記載してください)
- 4 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入してください。(役員総数に対する報酬を受ける役員数の割合は、3分の1以下でなければなりません。法第2条第2項第1号ロ)

2025 年度の事業計画書

法人設立の日から 2026 年 3 月 31 日まで

法人名 特定非営利活動法人アラブの子どものための母語教育協会

1 事業実施の方針

・法人設立初年度は、当団体の主活動である、アラビア語母語話者によるオンラインでのアラビア語学習機会提供事業を確実に実施することに専念する。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業名)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者 の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
(1) アラビア 語母語話者に よるオンライ ンでのアラビ ア語学習機会 提供事業	アラビア語ネイティブ講師 (シリア人)が、各家庭また はネット通信可能な場所か ら、スカイプを使ってアラビ ア語の授業を行う。おおむね 一クラス5人、小学1年から 中学1年までのアラブ人の子 どもが、学年ごとに一回1時 間、読解や作文、アラビア語 での会話を習う。	(A) 平日おおむね 17時～20時 (B) オンライン (C) 5名	(D) 継続的にア ラビア語学習 の意思をもっ て申し込みを 行った者 (E) 60名	2,150
(2) 活動への 社会的理解を 獲得し、寄付 を募るための 広報・啓発事 業	実施予定なし。			

計 2,150 千円

2026 年度の事業計画書

2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで

法人名 特定非営利活動法人アラブの子どものための母語教育協会

1 事業実施の方針

- ・当法人の主活動である、アラビア語母語話者によるオンラインでのアラビア語学習機会提供事業を確実に実施する。
- ・当法人の活動への社会的理解を獲得し、寄付を募るための広報・啓発事業を行う

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業名)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者の 範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
(1) アラビア語母語話者によるオンラインでのアラビア語学習機会提供事業	アラビア語ネイティブ講師（シリア人）が、各家庭またはネット通信可能な場所から、スカイプを使ってアラビア語の授業を行う。おおむね一クラス 5 人、小学 1 年から中学 1 年までのアラブ人の子どもが、学年ごとに一回 1 時間、読解や作文、アラビア語での会話を習う。	(A) 平日おおむね 17 時～20 時 (B) オンライン (C) 5 名	(D) 継続的にアラビア語学習の意思をもって申し込みを行った者 (E) 60 名	2,220
(2) 活動への社会的理解を 獲得し、寄付を募るための 広報・啓発事業	当法人のこれまでの活動内容を報告するとともに、広く外国ルーツの子どもの母語継承の重要性について問題提起となるシンポジウムを実施する。	(A) 2027 年 2 月 (B) 広島市内公共施設 (C) 従事者の予定人数 10 人	(D) 外国ルーツの子どもの母語継承に関心をもつ市民 (E) 予定人数 50 名	90

計 2,310 千円

2025年度 活動予算書

設立当初から 2026年 3月 31日まで

特定非営利活動法人アラブのこどものための母語教育協会

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取寄附金			
受取寄附金	1,100,000		
ボランティア受入評価益	0	1,100,000	
2. 受取助成金等			
受取助成金	1,200,000		
受取補助金	0	1,200,000	
経常収益計			2,300,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	2,150,000		
人件費計	2,150,000		
(2) その他経費			
その他経費計	0		
事業費計		2,150,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
ウェブサイト管理費	100,000		
プロバイダー使用料	24,000		
通信費	5,000		
消耗品費	10,000		
その他経費計	139,000		
管理費計		139,000	
経常費用計			2,289,000
当期経常増減額			11,000
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			11,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			11,000

※ その他の事業は実施を規定していません。

(注) 各科目は標準的なものを掲げています。適宜、必要な科目を追加、削除してください。

2026年度 活動予算書

2026年 4月1日から 2027年 3月 31日まで

特定非営利活動法人アラブのこどものための母語教育協会
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取寄附金			
受取寄附金	1,000,000		
ボランティア受入評価益	0	1,000,000	
2. 受取助成金等			
受取助成金	1,400,000		
受取補助金	0	1,400,000	
経常収益計			2,400,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	2,220,000		
人件費計	2,220,000		
(2) その他経費			
会場費	10,000		
講師謝礼金	40,000		
講師交通費	30,000		
印刷費	10,000		
その他経費計	90,000		
事業費計		2,310,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
ウェブサイト管理費	60,000		
プロバイダー使用料	24,000		
通信費	5,000		
消耗品費	10,000		
その他経費計	99,000		
管理費計		99,000	
経常費用計			2,409,000
当期経常増減額			△9,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
2. 過年度損益修正益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			△9,000
前期繰越正味財産額			11,000
次期繰越正味財産額			2,000

※ その他の事業は実施を規定していません。

(注) 各科目は標準的なものを掲げています。適宜、必要な科目を追加、削除してください。